

ポスト新長期等規制適合車導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 山口県トラック協会
平成28年3月25日制定
平成31年3月22日改定
令和2年3月24日改定
令和7年3月25日改定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）が行う、貨物自動車運送事業の用に供するポスト新長期規制適合車及び平成28年排出ガス規制適合車の普及を促進するため、導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成の対象事業)

第2条 協会は、会員事業者からポスト新長期規制適合車及び平成28年排出ガス規制適合車の導入に対する助成金交付申請があった場合、その費用の一部に充てるための助成金を、予算の範囲内で交付することができる。

(対象車両)

第3条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月31日までに購入、割賦購入又はリースにより導入するポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車でなければならない。

2 前項の車両は、山口県にて初度登録する車両でなければならない。

(助成金の交付額及び交付台数)

第4条 助成金の交付額は、「別表」に示すとおりとし、当該年度内において1会員あたり5台を限度とする。ただし、保有台数が60台以上の会員にあっては、保有台数（エンジン付き）の10%（端数切り捨て）以下で10台までとする。なお、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

(申請受付期間)

第5条 当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月31日までとする。

(交付申請)

第6条 助成を希望する会員事業者は、導入完了後に別紙様式「ポスト新長期規制適合車導入促進助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、協会へ1部提出するものとする。

- 2 前項に定める申請書には、当該車両の自動車検査証の写し、車両代金支払いに係る領収証の写し（金融機関振込金受取書等の写しでも可）を添付すること。
- 3 手形による購入の場合は、領収証に決済日の記載があり、販売店による当該車両代金の支払完了を証する書類を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による購入形態は、助成金を交付しない。
- 4 リース導入の場合は、リース契約書の写し、物件受領書等の写し。（転割賦、転リースの場合は、中間会社の契約書も添付）割賦購入の場合は、割賦契約書及び物件受領書等の写しを添付すること。
- 5 申請書の提出期限は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月31日とする。（土日にあたる場合は、その前の平日）

（助成金の交付）

第7条 協会は、前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（財産の処分の制限）

第9条 会員事業者は、対象車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数（最大積載量2トン以下の事業用トラックは3年、最大積載量2トン超の事業用トラックは4年）を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃車、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

また、対象車両が初度登録日の日から起算して、1年を過ぎるまでの期間は、県外事業所への移転を行ってはならない。

ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 この要綱は平成31年4月1日より適用する。

第3条 この要綱は令和2年4月1日より適用する。

第4条 この要綱は令和7年4月1日より適用する。